

# 伊勢市公報

第431号  
令和5年10月20日  
金曜日

## 目次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例	4
○ 伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	7
○ 伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例	9
<b>規 則</b>	
○ サンライフ伊勢条例施行規則を廃止する規則	14
○ 伊勢市産業支援センター条例施行規則を廃止する規則	16
○ 伊勢市郷土資料館基本計画策定委員会規則	18
○ 伊勢市人・農地プラン検討委員会規則の一部を改正する規則	20
○ 伊勢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則	22
○ 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	24
<b>告 示</b>	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	26
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	28
<b>公 告</b>	
○ 新型コロナウイルス感染症ワクチンに係る予防接種の実施について	29
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更に係る案の縦覧について	34
<b>正 誤</b>	36

伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月13日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 31 号

伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 3 年伊勢市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条各号列記以外の部分中「次」を「次の各号」に、「第 4 条から前条までの」を「当該各号に定める」に改め、同条第 1 号中「定めるもの」を「定めるもの 第 4 条から前条までの規定」に改め、同条第 2 号中「手続等のうち当該手続等」を「申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等」に改め、「その他の情報通信技術を利用する方法」を削り、「、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項又は前条第 1 項」を「又は第 5 条第 1 項」に、「除く。）」を「除く。） 第 4 条及び第 5 条の規定」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第 6 条第 1 項又は前条第 1 項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第 6 条及び前条の規定

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月13日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第32号

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例

伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部伊勢市造船資料保存調査委員の項の次に次のように加える。

伊勢市郷土資料館基本計画策定委員会	郷土資料館の設置に関する基本構想及び基本計画の策定に関する事項についての調査審議に関すること。	10人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が必要と認める者	委嘱され、又は任命された日から調査審議が終了した日まで
-------------------	---	-------	------------------------------------	-----------------------------

別表第1市長の部伊勢市人・農地プラン検討委員会の項中「伊勢市人・農地プラン検討委員会」を「伊勢市地域計画検討委員会」に、「今後の」を「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画及び今後の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に伊勢市人・農地プラン検討委員会の委員等（以下「旧委員等」という。）、臨時委員等又は専門委員等である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の伊勢市附属機関条例第

5条各項の規定により伊勢市地域計画検討委員会の委員等、臨時委員等又は専門委員等として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員等の任期は、同条例別表第1の規定にかかわらず、同日における旧委員等としての任期の残任期間と同一の期間とする。

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する

条例をここに公布する。

令和5年10月13日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第33号

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成17年伊勢市条例第162号）の一部を次のように改正する。

別表第2の15の項中「による」を「第2条第1項第16号に規定する」に、「発電の用に供する」を「発電用の電気工作物及び同項第14号に規定する発電事業の用に供する蓄電用の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月13日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第34号

### 伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、建築物等」を「建築物等」に改める。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は、雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第1項第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃以料外	不開放式	組込型こんろ・グリル付	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
			こんろ・グリドル付						
			こんろ、キャビネット型						
			こんろ・グリドル付						
			据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注	
		燃	不開放式	組込型こんろ・グリル付	14kW以下	80	0	—	0
			こんろ・グリドル付						
			こんろ、キャビネット型						
			こんろ・グリドル付						
			こんろ・グリドル付						
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	

			ジ					
固	不	木炭を燃料	炭火焼き器	—	100	50	50	50
体	燃	とするもの						
燃	以							
料	外							
		不	木炭を燃料	炭火焼き器	—	80	30	—
		燃	とするもの					30
		上記に分類され	使用温度が	—	250	200	300	200
		ないもの	800℃以上の					
			もの					
			使用温度が	—	150	100	200	100
			300℃以上					
			800℃未満の					
			もの					
			使用温度が	—	100	50	100	50
			300℃未満の					
			もの					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の伊勢市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に規定するものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備

等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する畜電池設備（次項に規定するものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

サンライフ伊勢条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年10月6日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 57 号

サンライフ伊勢条例施行規則を廃止する規則

サンライフ伊勢条例施行規則（平成 18 年伊勢市規則第 46 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市産業支援センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年10月6日

伊勢市長 鈴木 健 一



伊勢市規則第 58 号

伊勢市産業支援センター条例施行規則を廃止する規則

伊勢市産業支援センター条例施行規則（平成 24 年伊勢市規則第 18 号）  
は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市郷土資料館基本計画策定委員会規則をここに公布する。

令和5年10月13日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第59号

### 伊勢市郷土資料館基本計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市郷土資料館基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、情報戦略局文化政策課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市人・農地プラン検討委員会規則の一部を改正する規則をここに公  
布する。

令和5年10月13日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第60号

伊勢市人・農地プラン検討委員会規則の一部を改正する規則

伊勢市人・農地プラン検討委員会規則（平成29年伊勢市規則第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市地域計画検討委員会規則

第1条中「伊勢市人・農地プラン検討委員会」を「伊勢市地域計画検討委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に伊勢市人・農地プラン検討委員会の委員長又は副委員長である者は、この規則の施行の日、この規則による改正後の伊勢市地域計画検討委員会規則第2条第1項の規定により伊勢市地域計画検討委員会の委員長又は副委員長として定められたものとみなす。

伊勢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月13日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 61 号

伊勢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市火災予防条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 158 号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 号中 「全出力又は 定格容量」 を 「全出力又は 蓄電池容量」 に、 「kW」 を 「AH・セル」

kW に、「定格容量の」を「蓄電池容量の」に、「定格容量を」を「蓄電池容量（定格容量）を」に改める。

「  
様式第 15 号の 2 中 

全出力又は定格容量	
-----------	--

  
」

「  
を 

全出力又は蓄電池容量	
------------	--

 に改める。  
」

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市火災予防条例施行規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

令和5年10月13日

伊勢市長 鈴木 健 一



伊勢市規則第62号

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年伊勢市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1 児童厚生員の項の次に次のように加える。

こども総合相談員（2種）	小学校教諭、中学校教諭若しくは高等学校教諭の普通免許状又は臨床心理士、公認心理師若しくは精神保健福祉士の資格のうち、いずれか1つを有する者	1	44	52
こども総合相談員（1種）	社会福祉士の資格を有する者	1	53	61

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 160 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 10 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 5 年 9 月 21 日 午前 9 時	宇治山田駅第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	5 台
〃	〃	宇治山田駅第 1 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	1 台
〃	〃	宇治山田駅第 4 駐輪場 (伊勢市岩淵 1 丁目地内)	1 台
〃	〃	宇治山田駅第 6 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	6 台
〃	令和 5 年 9 月 21 日 午前 10 時 30 分	宇治山田駅第 3 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	4 台
〃	〃	宇治山田駅第 6 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	1 台
〃	〃	宇治山田駅第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	4 台
計			22 台

## 2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内）

## 3 保管期間

告示の日から60日間

## 4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

## 5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市農業委員会告示第 12 号

伊勢市農業委員会第 214 回総会を次のとおり招集します。

令和 5 年 10 月 5 日

伊勢市農業委員会

会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和 5 年 10 月 16 日（金）午後 2 時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2 階 講堂
- 3 付議すべき事項
  - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
  - 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
  - 議案第 3 号 非農地証明願について
  - 議案第 4 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市公告第 59 号

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告します。

なお、令和 5 年 3 月 29 日付け伊勢市公告第 27 号（新型コロナウイルス感染症ワクチンに係る予防接種の実施について）は、廃止します。

令和 5 年 10 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 予防接種の種類

新型コロナウイルス感染症ワクチンに係る予防接種

2 予防接種の対象者

伊勢市の住民基本台帳に記録されている者のうち、ワクチンごとに決められた接種対象年齢の者。ただし、接種日において戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市長が認める者についても、当該者の同意を得た上で対象とします。

3 予防接種を行う期間

令和 5 年 9 月 20 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 予防接種を行う場所

予防接種を行う場所は、次のとおりです。

(1) 集団接種会場

接種会場	所在地
------	-----

伊勢市中央保健センター	伊勢市宮後1丁目1番35号
-------------	---------------

(2) 個別接種会場

接種会場	所在地
荒木内科循環器科	伊勢市西豊浜町5444番地
いど胃腸科クリニック	伊勢市一志町6番7号
岩田医院	伊勢市二俣1丁目4番16号
海野内科	伊勢市浦口2丁目2番13号
MG糖尿病・内分泌・甲状腺ク リニック	伊勢市勢田町431番地
越智医院	伊勢市小俣町明野726番地1
小野循環器科・内科	伊勢市御菌町長屋2181番地
角前胃腸科医院	伊勢市藤里町698番地15
河口外科	伊勢市神田久志本町1539番地6
神田小児科	伊勢市河崎1丁目12番12号
木村クリニック	伊勢市船江1丁目2番38号
小林胃腸科内科	伊勢市馬瀬町1007番地
清水内科	伊勢市神田久志本町1648番地
宅間内科	伊勢市船江3丁目6番18号
寺田外科医院	伊勢市一志町3番13号
西井耳鼻咽喉科	伊勢市一志町7番1号
西山クリニック	伊勢市一之木2丁目11番18号
橋上内科皮膚泌尿器科医院	伊勢市岩淵2丁目2番3号
花田小児科医院	伊勢市中島2丁目6番13号
東谷医院	伊勢市神久5丁目7番56号
藤井整形外科クリニック	伊勢市楠部町乙139番地2

ふじさとこどもクリニック	伊勢市藤里町 671 番地 17
堀胃腸科医院	伊勢市河崎 1 丁目 12 番 1 号
村松有滝診療所	伊勢市村松町 3294 番地 15
山崎外科内科	伊勢市楠部町乙 77 番地
やまむら内科内視鏡クリニック	伊勢市一之木 4 丁目 2 番 44 号
伊勢民主診療所	伊勢市浦口 4 丁目 2 番 13 号
高見内科	伊勢市岡本 1 丁目 4 番 28 号
いせはまごうくらの内科	伊勢市黒瀬町 690 番地 2
亀谷内科胃腸科	伊勢市岩淵 1 丁目 13 番 3 号
森本内科・循環器科	伊勢市河崎 1 丁目 12 番 2 号
永井こどもクリニック	伊勢市八日市場町 5 番 20 号
やまなかこどもクリニック	伊勢市小俣町相合 480 番地
伊勢志摩レディースクリニック	伊勢市黒瀬町 671 番地 20
玉石産婦人科	伊勢市御薊町長屋 2049 番地
さかとく小児科	伊勢市小木町 512 番地 1
徳田ファミリークリニック	伊勢市倭町 132 番地
篠塚小児科	度会郡玉城町下田辺 725 番地 15
河崎クリニック	伊勢市河崎 1 丁目 9 番 37 号

## 5 使用するワクチン

- (1) 12 歳以上用オミクロン株 (XBB. 1. 5) 対応ファイザー社コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチン
- (2) オミクロン株 (XBB. 1. 5) 対応モデルナ社コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチン
- (3) 5～11 歳用オミクロン株 (XBB. 1. 5) 対応ファイザー社コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチン

- (4) 乳幼児用オミクロン株（XBB. 1. 5）対応ファイザー社コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン

6 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

- (1) 予防接種を受けることが適当でない者は、次に掲げる者としします。

ア 新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことのある者で新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う必要がないと認められるもの

イ 明らかな発熱を呈している者

ウ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

エ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

オ アからエまでに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

- (2) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者は、次に掲げる者としします。

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

イ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

ウ 過去にけいれんの既往のある者

エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

カ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者



(3) 接種後の注意事項

- ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意すること。
- イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けること。
- ウ 被接種者又は保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに伊勢市健康福祉部健康課に連絡すること。

## 伊勢市公告第 60 号

伊勢市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができます。当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告します。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和 5 年 10 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 縦覧期間

自 令和 5 年 10 月 6 日

至 令和 5 年 11 月 5 日

### 2 伊勢市農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

伊勢市産業観光部 農林水産課

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 農林水産課

T E L 0596-21-5645

F A X 0596-21-5651

電子メール [nourin@city.ise.mie.jp](mailto:nourin@city.ise.mie.jp)

3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見書は、意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

4 異議の申出方法、申出に当たっての留意事項

申出書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記申出先に直接持参するか、郵送により提出してください。

## 正 誤

平成 17 年 11 月 21 日第 1 号に掲載しました平成 17 年 11 月 1 日公布伊勢市条例第 206 号（伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例）

第 31 条の 3 の改正規定のうち同条第 2 項第 1 号の表に係る部分中「指定数量の 2 分の 1 以上 2 分の 1 未満」は、「指定数量の 5 分の 1 以上 2 分の 1 未満」の誤り。